

答弁書第二二号

内閣参質一八四第二二号

平成二十五年八月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員小西洋之君提出安倍内閣総理大臣及び国务大臣の委員会出席拒否に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出安倍内閣総理大臣及び国務大臣の委員会出席拒否に関する質問に対する答  
弁書

一から四までについて

先の答弁書（平成二十五年七月二日内閣参質一八三第一四九号）二から六までについてでお答えしたとおり、お尋ねの委員会については、いずれもその開催が与野党間で協議し合意されたものではなく、また、参議院議長に対する不信任決議案も提出され、その処理もなされていない状況にあったことから、政府として出席しないこととしたものであり、その旨を口頭にてお伝えしたところである。憲法第六十三条は、内閣総理大臣その他の国務大臣は、議院から「答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならぬ。」と規定しているが、病気その他出席しない正当な理由がある場合は出席しないことも認められると解されており、先般の特別な状況の下において政府として当該委員会に出席しないことは、正当な理由があるものと考えている。いずれにしても、政府としては、今後とも内閣総理大臣その他の国務大臣の出席要求には誠実に対処していく所存である。

